

意見書案提出書

地方税財政制度における新たな行政課題への的確な対応
を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和 7 年 7 月 2 4 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員	市 川 和 広
同	西 村 くにこ
同	小 田 貴 久
同	ま す 晴太郎
同	日 浦 和 明
同	田 中 徳一郎
同	高 橋 栄一郎
同	米 村 和 彦
同	斉 藤 たかみ
同	青 山 圭 一
同	杉 山 信 雄
同	石 川 裕 憲
同	松 田 良 昭

地方税財政制度における新たな行政課題への的確な対応
を求める意見書（案）

地方自治体は、地域の過疎化、人口減少社会への対応、子ども・子育て政策の強化、医療・介護対策といった従来からの行政課題について、長期的な視野に立った取組を継続する必要があることはもちろんだが、近年、それ以外にも、新たな行政課題が数多く発生しており、事案によっては、早急な財政的対応を求められているものもある。

地方公共交通機関においては、人口減少による慢性的な利用者の減少に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による急激な利用者の減少により、経営環境は悪化している。

さらに、近年の激甚化する風水害により長期間の営業停止を余儀なくされた場合には、経営の継続が困難となることも考えられる。

こうした状況の中、経営改善に向けた取組を進めているものの、自己努力だけでは限界があり、その多くが公的な支援を必要としている。

また、地方自治体における働き方改革、少子化に伴う人手不足解消の方策として、自治体情報システムの標準化・共通化を推進していく必要があるが、その経費は、地方自治体にとって大きな財政的負担となっているため、地方自治体の財政を圧迫することのないよう、システム移行経費以外の運用に伴う経費の負担増についても、適切な支援が必要不可欠である。

さらに、医療・介護など、国民生活に密接に関連する各分野でのデジタル活用については、速やかな対応が求められている。

従来からの行政課題に加えて、こういった一連の新たな課題に的確に対応していけるよう、引き続き地方財政の充実強化を進めていく必要がある。

よって国会及び政府は、地方自治体が増大する役割を果たし、住民に十分な行政サービスを提供できるよう、次の事項について特段の措置を講じられることを強く要望する。

- 1 少子化対策、子育て、医療・介護といった従来の地域社会のニーズを的確に把握するとともに、ニーズに対応する施策の継続的な実施を可能とするため、人材の育成も視野に入れた長期的な視野に立った予算措置を講じること。
- 2 「地方創生推進費」については、現行の財政需要において不可欠であることから、更に拡充すること。
- 3 地方公共交通機関については、その多くが存続の危機に立たされていることから、維持・存続に向けた適切な財政支援を行うこと。
- 4 自治体情報システムの標準化・共通化に関する経費については、単にシステム移行経費のみではなく、移行後の運用経費の負担増まで視野に入れた財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		
総	務		大	臣		
財	務		大	臣		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

速やかな病院経営改善のための支援等を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和7年7月24日

神奈川県議会議長 長田進治 殿

神奈川県議会議員	山本 哲
同	須田 こうへい
同	平野 みぎわ
同	阿部 将太郎
同	永田 磨梨奈
同	脇 礼子
同	田中 信次
同	藤代 ゆうや
同	あらい 絹世
同	しきだ 博昭
同	市川 よし子
同	佐々木 正行

速やかな病院経営改善のための支援等を求める意見書（案）

病院の診療報酬は、令和6年6月に改定されたものの、その改定率は0.88%にとどまり、病院経営の安定化に資するものとはなっていない。

現在、長期間にわたり、光熱費、医療材料費、給食材料費だけでなく、清掃等の委託費、高額検査機器導入費や工事関係費など幅広い分野にわたる物価高騰と医療従事者の人件費の高騰が続いており、病院経営を極度に圧迫する状況が続いている。

令和7年3月に一般社団法人日本病院会等の6病院団体が調査した「2024年度診療報酬改定後の病院経営状況」によれば、令和6年の診療報酬改定後、病床利用率は上昇傾向にあるものの、医業利益率、経常利益率は悪化の傾向が認められたとされている。

首都圏に位置する本県では、物価高騰や人件費高騰の影響は更に厳しく、収入を増やすための努力が、物価高騰などによる支出増に到底追いつかない状況であり、病院経営の悪化は深刻である。

こうした状況を踏まえ、県内の医療関係団体は、国や県に対して要望を実施してきた。また、本県も、国に対し要望を実施している。

地域の医療体制を維持し、県民の「いのち」を守るために、病院経営を安定化させ、更に持続可能なものとする事は、喫緊の課題である。現行制度及び現行の診療報酬では、病院経営が早晚立ち行かなくなるおそれがあると言わざるを得ない。

そこで、地域の医療体制を守る病院経営の改善を図ることは、国の責任において取り組むべき重要な課題と考える。

よって国会及び政府は、次の事項について、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 「社会保障関係費の伸びを高齢化の範囲内に抑制する」という国の財政フレームを根本的に見直すこと。
- 2 診療報酬について、物価や賃金等の上昇に適切に対応する仕組みを導入すること。
- 3 病院経営の基本となる診療報酬について、入院基本料を中心に速やかに改定すること。
- 4 病院経営の現状を考慮し、地域医療を守るため、診療報酬改定や新たな仕組みの導入が実施されるまでの間、緊急的な財政的支援を実施すること。
- 5 病院の診療報酬について、「原則課税」とするよう見直し、控除対象外消費税の問題を抜本的に解決すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	）	殿
参	議	院	議	長		
内	閣	総	理	大		
総	務		大	臣		
財	務		大	臣		
厚	生	労	働	大	臣	

神奈川県議会議長

意見書案提出書

脳脊髄液漏出症患者救済を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和7年7月24日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員	山 本 哲
同	須田 こうへい
同	平 野 みぎわ
同	阿 部 将太郎
同	永 田 磨梨奈
同	脇 礼 子
同	田 中 信 次
同	藤 代 ゆうや
同	あらい 絹 世
同	しきだ 博 昭
同	市 川 よし子
同	佐々木 正 行

脳脊髄液漏出症患者救済を求める意見書（案）

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状を呈する疾患である。平成２８年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、神奈川県内でも専門的な診療体制の整備が進んでいるが、社会的認知はなお十分とは言えない。

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級１２級の認定が多く行われているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘がある。

なお、自賠責保険における高次脳機能障害の後遺障害については、自賠責保険（共済）審査会に、専門医を中心とする専門部会を設置し、認定を行う仕組みが構築されているが、脳脊髄液漏出症については、このような認定の仕組みはない。

こうしたことから、脳脊髄液漏出症に苦しむ患者が一人でも多く自賠責保険の後遺障害等級の認定を受け、適切な治療が受けられるよう、支援体制の充実が求められる。

よって政府は、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう、次の措置を早急に講じられることを強く要望する。

- １ 自賠責保険における脳脊髄液漏出症の後遺障害等級認定について、高次脳機能障害と同様に、専門医による認定の仕組みを創設すること。
- ２ 専門医による認定の仕組みが創設された際に、被害者、代理人、裁判所等から損害保険会社等に後遺障害等級認定に関する資料について開示請求があった場合には、労災保険と同様に開示を可能にすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣	}	殿
総務大臣		
厚生労働大臣		
国土交通大臣		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

訪問介護の基本報酬引下げの見直し等を早急に求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 7 月 2 4 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員	山 本 哲
同	須田 こうへい
同	平 野 みぎわ
同	阿 部 将太郎
同	永 田 磨梨奈
同	脇 礼 子
同	田 中 信 次
同	藤 代 ゆうや
同	あらい 絹 世
同	しきだ 博 昭
同	市 川 よし子
同	佐々木 正 行

訪問介護の基本報酬引下げの見直し等を早急に求める意見書（案）

国は令和6年度の介護報酬改定において、訪問介護の基本報酬を引き下げた。

厚生労働省は、訪問介護の収支差率が他の介護サービスより高いことを引下げの判断要素としているが、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型事業所や都市部の大規模事業所などの一部の事業所が収支差率の平均値を引き上げているものであり、事業規模や地域に即した実態を踏まえていない。

介護事業所は、人手不足と物価高騰等により、厳しい経営を強いられている上に、移動が必要な訪問介護については、移動時間が直接的には介護報酬の算定対象とはならないことや、ガソリン価格高騰等の影響を受けるといった特殊な事情がある。

身体介護、生活援助などの訪問介護は、独居の高齢者をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスである。

現状の訪問介護の基本報酬のままでは、訪問介護事業者が経営難に陥って、倒産や人手不足に拍車がかかり、ひいては訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者が増加するおそれがあるなど、地域包括ケアシステムの構築が危ぶまれる事態が起きかねない。

よって国会及び政府は、次の事項について、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 訪問介護の基本報酬の引下げを速やかに見直すこと。なお、今後の介護報酬改定に当たっては、単に介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を十分踏まえて判断すること。
- 2 訪問介護事業所の経営難の一因である人手不足を解消するため、介護従事者の更なる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	}	殿	
参	議	院	議	長			
内	閣	総	理	大			臣
総		務		大			臣
財		務		大			臣
厚	生	労	働	大			臣

神奈川県議会議長

意見書案提出書

米の増産と食料自給率の向上を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 7 月 2 4 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉

同 大 山 奈々子

同 木佐木 忠 晶

米の増産と食料自給率の向上を求める意見書（案）

昨今の国際情勢の緊迫化や異常気象の頻発は、海外からの食料輸入に大きく依存する我が国にとって、食料安全保障上のリスクをかつてなく高めている。国民の生命と暮らしの根幹である食料の安定確保は、国の最も重要な責務である。

しかしながら、国内の農業、特に基幹作物である米の生産現場は、深刻な危機に瀕している。これは、長年にわたる農政の失政、とりわけ生産者の意欲を削ぎ、水田の荒廃を招いてきた減反政策が、現下のコメ不足や価格高騰の根本原因であると言わざるを得ない。需要の減少を口実に米価を市場原理に丸投げし、生産者への責任を放棄してきた結果、肥料、農薬、燃油をはじめとする生産資材価格の歴史的な高騰が農家経営を二重に圧迫し、離農や耕作放棄地の拡大に歯止めがかからない状況を招いている。本県においても、意欲ある生産者が稲作の継続に苦慮しており、このままでは先人たちが築き上げてきた水田と農業技術、そして地域社会そのものが崩壊しかねない。

もはや減反政策と決別し、食料自給率の向上を国家目標として明確に掲げ、基幹作物である米の増産を柱として国内の生産基盤を断固として守り育てる政策へと転換することは、一刻の猶予も許されない喫緊の課題である。

よって国会及び政府は、我が国の食料主権と国民の未来を守るため、次の事項について強力な措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 市場原理主義から脱却し、生産費を国が責任をもって保障し、再生産を可能とする価格保障制度を確立すること。あわせて、農家の経営と所得を直接支える経営安定対策（所得補償）を抜本的に拡充し、実効性のある制度を速やかに構築すること。
- 2 高騰を続ける生産資材価格に対し、農家の負担を直接軽減するための十分な補てんを行うとともに、その制度を恒久化し、安心して営農できる環境を整備すること。
- 3 減反政策を直ちに中止し、食料自給率の具体的な向上目標（カロリーベースで60%以上）を法律で定めること。その達成に向けた国家戦略を策定し、国の責任で米を計画的に買い上げるなど、需給と価格の安定を図るとともに、食料安全保障の観点から十分な備蓄水準を維持すること。
- 4 農業政策の根幹に小規模・家族経営を位置づけ、多様な担い手が希望と誇りを持って農業を継続できるよう、新規就農や事業承継への支援、中山間地域への直接支払を抜本的に強化すること。
- 5 食料主権を脅かすTPP協定をはじめとした無秩序な輸入自由化路線を抜本的に見直し、国民の食料と健康、地域の農業を守るため、国境措置を適切に活用して国内農業を保護すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	参議院議長	内閣総務大臣	財務大臣	農林水産大臣	殿

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

食料の安定供給及び農業の経営安定に向けた取組を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 7 月 2 4 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員	高 橋 栄一郎
同	綱 嶋 洋 一
同	神 倉 寛 明
同	川 崎 修 平
同	山 口 美津夫
同	田 中 洋次郎
同	大 村 悠
同	田村 ゆうすけ
同	武 田 翔
同	芥 川 薫
同	高 橋 延 幸
同	田 中 徳一郎
同	藤 代 ゆうや

食料の安定供給及び農業の経営安定に向けた取組
を求める意見書（案）

食料・農業・農村を取り巻く環境は、国際情勢の不安定化や自然災害、気候変動等による影響、人口減少や高齢者の引退による基幹的農業従事者の急減などにより、大きく変化している。国内において、安定供給を維持してきた米でさえ、令和6年産米については、異常気象により品質低下や収量減が発生し、供給不足と価格高騰を招き、その影響は現在も続いている。

農業の生産現場では、近年の異常気象による生産の不安定化、収量の減少のほか、肥料をはじめとした生産資材価格の高止まり等により、厳しい経営状況にある。

また、我が国の農業者は、過去20年の間に半減し、今後15年間で現在の4分の1にまで減少することが見込まれているが、食料自給率を向上させて食料安全保障を強化するためには、人・農地等の資源をフル活用することが必要である。このためには、農産物の生産拡大を後押しする取組や経営の安定を図る取組を一層推進するとともに、生産コスト等に見合った適正価格での取引を実現し、持続可能で強固な生産基盤を構築することが急務である。

よって国会及び政府は、次の措置を行うよう強く要望する。

- 1 食料・農業・農村基本法及び食料システム法に基づき、将来にわたり、国内の食料生産が再生産可能な価格で安定的に供給されることにより、食料自給率の向上が図られるよう、長期的な視点に立った制度設計を行うこと。
 - 2 米については、適切な備蓄水準を保つとともに、極端な価格変動の防止に向けた機動的な需給体制を確立すること。
 - 3 収入保険など、農業者の収入減少等を補償するセーフティネットの拡充を図ること。
 - 4 農地、特に水田の持つ多面的な機能（景観、防災、農業理解など）に着目し、本県のような人口の多い都市部において、小規模でも農地を維持していけるよう支援策を拡充すること。
 - 5 本県では、転職・退職に伴う50歳代以上の新規就農者も多く、法人以外で共同経営者となる親元就農者も多い。こうした都市部における実態を踏まえ、都市農業における担い手確保のため、新規就農者の育成・確保事業（新規就農者育成総合対策）の対象者の要件や支援期間を拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆	議	院	議	長	） 殿
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	
総	務		大	臣	
財	務		大	臣	
農	林	水	産	大	臣

神奈川県議会 議長

意見書案提出書

米軍人による公道上での銃を携行した警備を行わないこと
を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり
提出します。

令和 7 年 7 月 2 4 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉

同 大 山 奈々子

同 木佐木 忠 晶

米軍人による公道上での銃を携行した警備を行わないこと
を求める意見書（案）

2025年3月30日及び同年4月27日の両日、横須賀の市民団体による反戦を訴える「月例デモ」が米海軍横須賀基地前を通過する際に、小銃を携行した米軍人が基地の境界線を越え、国道16号沿いの公道で警備をしていた。

「月例デモ」は毎月行われており、市民団体の代表者は「来年1月で通算600回になるが、こうした行動を見たのは初めてだ」と語り、威嚇されていると感じたとのことである。

この件に関して、外務省は横須賀市長の問合せに対して、日米地位協定第17条第10項、また、それに関連する日米合同委員会の合意事項議事録を引用し「直ちに違反にはならない。」としている。

しかし、日米地位協定第17条第10項は、米軍の警察権の範囲を規定しているものであり、基地の外での警察権の行使については、①必ず日本国の当局との取極に従うこと。②日本国の当局と連絡して使用されること。③合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限ること。と限定している。

今回のケースは、それら3つの条件にあてはまるものではなく、日米地位協定第17条第10項に該当せず、日米地位協定に違反していると言わざるを得ない。

「月例デモ」は、神奈川県警の道路使用許可を受け、県警の警備の下、合法的、平和的に行われているものである。その市民活動に対し米軍が威嚇し、市民に不安を与えることは、日米地位協定違反であり、憲法で認められた表現の自由をないがしろにする行為である。また、このような行為を黙認していれば、米軍が日本国内で銃を携行し、無限定に活動することを許すことにつながり、到底看過できるものではない。

そして、このことは米海軍横須賀基地にとどまらず、全国各地の米軍基地にも大きな影響を及ぼすものであり、今後二度とこのようなことがないようにしなければならない。

よって政府は、在日米軍に対し抗議するとともに、二度とこのようなことがないよう再発防止について在日米軍と協議されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

内閣総理大臣	}	殿
総務大臣		
外務大臣		
防衛大臣		

神奈川県議会議長

意見書案提出書

訪問介護報酬の引上げ等を求める意見書案

上記意見書案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出します。

令和 7 年 7 月 2 4 日

神奈川県議会議長 長 田 進 治 殿

神奈川県議会議員 井 坂 新 哉

同 大 山 奈々子

同 木佐木 忠 晶

訪問介護報酬の引上げ等を求める意見書（案）

2024年度介護報酬改定は1.59%のプラス改定となったが、訪問介護事業所の収支差率が7.8%と平均値（2.4%）より高かったことを理由に、政府は訪問介護の基本報酬を2～3%引き下げた。この結果、厚生労働省の調査では訪問介護事業所の6割が減収となり、都市部においては前年比10%以上の減収事業所が36%を占めたと報じられている。全国では訪問介護事業所がない町村が増加しているが、神奈川県内でも既に3町村（山北町、真鶴町及び清川村）にはない。

株式会社東京商工リサーチの調査では、2024年の介護事業者の倒産件数は前年比40.9%増の172件と過去最多となり、うち81件（47.1%）は訪問介護事業所である。また、倒産と休廃業を合わせた総数は784件に及び、うち529件（67.5%）が訪問介護事業所となっている。まさに、訪問介護報酬の引下げが大きく影響したことを示している。

減収を免れた事業所は訪問回数を増やして対応しており、ヘルパー不足が深刻な中、稼働率を上げるしか手立てがないのが実情である。そのため、ヘルパーは長時間過密労働にさらされており、報道によればある大都市部のヘルパーは1日8～9件の訪問を余儀なくされ、サービス提供時間だけで1日10時間半もの稼働を強いられている例もある。この事業所の代表者は「新規の依頼を断ってもこれだけ過密になっている」と述べ、持続可能性が問われる事態にあることを指摘し、報酬引下げの撤回を強く求めている。

また、この影響は利用者にも及んでいる。首都圏のある事業所では土日に入れるヘルパーがいないことから、土日は1回の排泄介助にとどまり、高齢者の尊厳が脅かされている実態が告発されている。この法人では、訪問介護報酬の引下げで7人が離職している。

これらの事例は、介護保険料を払っても介護サービスが十分使えず、介護保険制度の根幹を揺るがす事態が起きていることを示しており、こうした事態に拍車を掛けたのが訪問介護報酬の引下げである。

国は地域包括ケアシステムと銘打って在宅を推進してきたが、訪問介護や訪問看護などの体制が十分確立されなければ、地域では介護難民や医療難民が増え続ける。訪問介護報酬の引下げは、政府が進める地域包括ケアシステムとも矛盾する。

政府は職員処遇改善加算を取得している事業所の平均賃金は、2024年と2023年の9月同月比では、1万4,000円近く上昇したとしているが、賃金構造基本統計調査では2024年の全産業平均と介護職員の給与格差は月8.3万円となっており、前年（2023年）の月6.9万円から大きく拡大している。こうした賃金実態も、介護職の確保を困難にしている大きな要因である。

また、報酬引下げの撤回や再改定を求める声は、地方自治体や政府の審議会でも上がっている。

よって国会及び政府は、次の事項を早急に実現されるよう強く要望する。

- 1 国は訪問介護事業所の経営状況とサービス提供状況の調査を行うこと。
- 2 国は訪問介護報酬を早急に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長	参議院議長	院内総務	院務	大務	大務	大臣
衆議院議長	参議院議長	院内総務	院務	大務	大務	大臣

殿

神奈川県議会議長